

令和 8 年度

研究生手続要項

新潟大学大学院医歯保健学研究科

医歯学専攻 医学プログラム

- ◆ 出願要項・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ◆ 出願要項（外国人留学生）・・・・・・ P 6
- ◆ 入学手続・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- ◆ 授業料について・・・・・・・・・・・・ P 1 2
- ◆ 研究期間延長手続・・・・・・・・・・・・ P 1 4
- ◆ 退学手続・・・・・・・・・・・・・・ P 1 7
- ◆ 注意事項等・・・・・・・・・・・・・・ P 1 9
- ◆ 各書類提出先及び問い合わせ先・・・・ P 2 0

出願要項

外国人留学生はP 6「出願要項（外国人留学生）」を参照のこと

1. 入学資格

本学の学生以外の者で、特定の専門分野の研究を志望し、次の各号のいずれかに該当する者について、選考の上、大学院医歯保健学研究科研究生として受け入れます。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者及び令和 8 年 3 月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び令和 8 年 3 月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者及び令和 8 年 3 月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和 8 年 3 月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。))において、修業年限が 5 年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。))により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和 8 年 3 月までに授与される見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（次ページの注参照）
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が 6 年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後に本学の医歯保健学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 学校教育法第 83 条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬

学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの若しくは獣医学を履修する課程を令和8年3月までに4年以上在学した者、又は外国において学校教育における16年の課程（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了若しくは令和8年3月までに修了見込みの者で、本研究科において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの

(10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8年3月31日までに24歳に達するもの

注 「出願資格(7)」の「文部科学大臣の指定した者」とは、次のいずれかに該当する者です。

① 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者

② 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）による防衛医科大学校を卒業した者

③ 修士課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者

④ 前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1号に該当する者を含む。）で本研究科において、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもの

⑤ 大学（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもの

※ 上記以外の新潟大学研究生規程第4条に定める入学資格を有する者は、選考の上、医学部の研究生として受け入れます。

2. 出願手続

出願を希望する者は、出願時期に提出書類を入試・臨床実習係まで持参してください。

3. 出願時期

原則として8月を除く毎月第2火曜日の2週間前まで。

なお、**令和8年4月1日入学志願者は、令和8年2月2日（月）までに提出してください。**

4. 選考方法

選考は出願書類等により行います。

5. 提出書類

英語以外の外国語で作成された書類には、必ず英語又は日本語の訳文を添付してください。

(1)	研究生入学志願書 (所定用紙)	(イ) 指導教員の承認（認印）を必ず得てください。 (ロ) 研究期間は1年以内（入学から翌年3月まで）とします。
(2)	履歴書 (所定用紙)	(イ) 出願時までの履歴を正確に記入してください。 (ロ) 医師免許取得者は、医師免許証交付年月日及び医籍登録番号を必ず記入してください。 (ハ) 健康状況については、現在の健康状況を自身で判断して記入してください。
(3)	許可書送付封筒 (長形3号)	(イ) 送付先を記入してください。 (ロ) 切手を貼る必要はありません。
(4)	卒業証明書 成績証明書	(イ) 証明書は原本を提出してください。 (ロ) 大学院を修了した者は、大学院の修了証明書・成績証明書も提出してください。 (ハ) 本学医学部、医学研究科/医歯学総合研究科を卒業した者は、提出する必要はありません。
(5)	医師免許証または歯科 医師免許の写し	(イ) 医師免許または歯科医師免許を有する者のみ提出してください。 (ロ) A4 サイズにコピーしてください。

(6)	検定料（9,800円）	●検定料の納入方法について 振込依頼書(別途お渡しします。)に必要事項を記入し、以下の点に留意のうえ、切り離さずに最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）に持参し、窓口で所定の検定料を振り込んでください。その際、必ず<u>取扱金融機関収納印欄に押印を受けてください。</u>なお、振込手数料は、志願者本人の負担となります。 ① 依頼人氏名欄は、必ず志願者本人の氏名を記入してください。 ② 検定料の振り込みは、所定の期間内に必ず行ってください。（※土・日曜日及び祝日の振り込みはできません。） ③ ATM（現金自動預入払機）での振り込みはできません。 ④ <u>領収書（控）を入試・臨床実習係に提出してください。</u> ⑤ 既納の検定料は、原則として返還しません。
-----	-------------	--

出願要項 (外国人留学生)

1. 入学資格

入学資格については、P 2～P 3に記載されているとおりです。

2. 出願手続

出願を希望する者は、出願時期に提出書類を入試・臨床実習係まで持参してください。

3. 出願時期

原則として8月を除く毎月第2火曜日の2週間前まで。

なお、**令和8年4月1日入学志願者は、令和8年2月2日（月）までに提出してください。**

また、**在留資格認定証明書を取得する必要がある方は入学を希望する月の4ヶ月前までに**出願してください。

参考例 提出締切：2026年4月入学 2025/11/21

2026年10月入学 2026/5/22

4. 選考方法

選考は出願書類等により行います。

5. 提出書類

英語以外の外国語で作成された書類には、必ず英語又は日本語の訳文を添付してください。

(1)	研究生入学志願書 (所定用紙)	(イ) 指導教員の承認（認印）を必ず得てください。 (ロ) 研究期間は1年以内（入学から翌年3月までの間）とします。
(2)	研究生入学願書 (外国人用 所定用紙)	所定欄に写真（脱帽上半身のもの）を貼付してください。
(3)	卒業証明書 成績証明書	(イ) 証明書は原本を提出してください。 (ロ) 大学院修了者は、大学院の修了証明書・成績証明書も提出してください。 (ハ) 本学医学部、医学研究科/医歯学総合研究科を卒業した者は、提出する必要はありません。
(4)	医師免許証または歯科医師免許証の写し	(イ) 医師免許または歯科医師免許を有する者のみ提出してください。 (ロ) A4サイズにコピーしてください。

(5)	在留カードの写し	(イ) 在留カード所有者は提出してください。 (ロ) カードの表裏をA4サイズにコピーしてください。
(6)	パスポートの写し	(イ) パスポート所有者は提出してください。 (ロ) 顔写真, 名前が確認できるページ及び在留資格がわかるページをA4サイズにコピーしてください。
(7)	出身国公的機関発行の戸籍謄本または市 民籍等居住証明書	(イ) (5)及び(6)を提出できない者は, 提出してください。 (ロ) 証明書は原本を提出してください。
(8)	奨学金受給証明書	(イ) 奨学金の受給が決定している者は提出してください。
(9)	健康診断書 (所定用紙)	
(10)	許可書送付用封筒 (長形3号)	(イ) 出願時, 日本国内に居住している者のみ送付先を記入の上, 提出してください。許可書等を送付する際に使用します。 (ロ) 切手を貼る必要はありません。 ※出願時海外に居住している者へは, 指導教員を通じて許可書をお渡しします。
(11)	検定料(9,800円)	●検定料の納入方法について 振込依頼書(別途お渡しします。)に必要事項を記入し, 以下の点に留意のうえ, 切り離さずに最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)に持参し, 窓口で所定の検定料を振り込んでください。その際, 必ず<u>取扱金融機関収納印欄に押印を受けてください。</u> なお, 振込手数料は, 志願者本人の負担となります。 ① 依頼人氏名欄は, 必ず志願者本人の氏名を記入してください。 ② 検定料の振り込みは, 所定の期間内に必ず行ってください。 (※土日及び祝日の振込はできません。) ③ ATM(現金自動預入払機)での振込はできません。 ④ 領収書(控)を医学科入試・臨床実習係に提出してください。 ⑤ 既納の検定料は, 原則として返還できません。 出願時海外に居住している者へは, 海外送金について個別にご案内します。

※出願時に海外に居住している者で, 日本への留学に伴い在留資格認定証明書の交付申請を希望する者は, 指導教員に相談の上, 入試・臨床実習係までご連絡ください。

入学手続

審議の結果「合格」となった者は、指定の期間内に入学料を納付し、下記提出書類を入試・臨床実習係に提出してください。

指定の期間内に入学手続を完了しないときは、入学を辞退したものと判断し、入学を許可しません。

(1)	誓約書 (所定用紙)	
(2)	学生調書 (所定用紙)	
(3)	診療従事願 (所定用紙) (※医師免許を持っていない者は医療業務従事願)	(イ) 診療業務に従事する必要がある場合の認定は指導教員が行うので、本書類の提出に際しては、指導教員と相談してください。 (ロ) 本学医歯学総合病院において、研究のため診療業務に従事する必要がある場合は提出してください。 (ハ) 出願時に診療業務に従事する必要がない者でも、研究期間中にその必要が生じた場合は、その時点で手続をしてください。 (ニ) 診療従事願提出後、記載事項に変更が生じた場合は、改めて診療従事願を提出してください。 (ホ) 医師免許を持っていない者で、本学医歯学総合病院において診察等の業務に従事することを希望する者は、<u>医療業務従事願</u>を提出してください。
(4)	医師免許証及び保険医登録票カードの写し	(イ) (3)を提出する者は提出してください。 (ロ) 医療業務従事願を提出される方は、医師免許に準ずる書類を提出してください。 (ハ) A4サイズにコピーしてください。
(5)	身分作成票 (所定用紙)	(イ) 身分証明書の発行を希望する者は提出してください。 (ロ) 脱帽上半身のもので4cm×3cmの写真を貼付してください。
(6)	入学料 (84,600円)	●入学料の納入方法について 払込取扱票に必要事項を記入し、以下の点に留意のうえ、切り離さずに最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)に持参し、窓口で所定の入学料を振り込んでください。その際、必ず<u>日付欄に金融機関の押印を受けてください。</u> ① 依頼人氏名欄は、必ず志願者本人の氏名を記入してくだ

	入学料 (続き)	さい。 ② 入学料の振り込みは，所定の期間内に必ず行ってください。(※土・日曜日及び祝日の振り込みはできません。) ③ A T M (現金自動預入払機) での振り込みはできません。 ④ 指定金融機関以外からの振り込みの場合，振込手数料は振込者本人の負担となります。 ⑤ 既納の入学料は，原則として返還しません。 ⑥ <u>振込後は「振替払込受付証明書(お客さま用)」を入試・臨床実習係に提出してください。</u> 出願時海外に居住している者へは，海外送金について個別にご案内します。
--	---------------------	--

授業料について

1. 授業料 (月額) 29,700円

- ① 授業料は、研究期間にもよりますが、原則として6ヶ月分の払込取扱票を郵送します。
- ② 在学中、授業料改定が行われた場合は、改定時より新授業料が適用されます。

2. 授業料の納入方法について

授業料は、以下の点に留意のうえ、本学が送付する払込取扱票により納入してください。

- ① ATM（現金自動預入払機）での振り込みはできません。
- ② 指定金融機関以外からの振り込みの場合、振込手数料は振込者本人の負担となります。
- ③ 既納の授業料は、返還しません。
- ④ 授業料の納入が遅れ、督促してもなお納入しない者は**除籍**されます。
- ⑤ 授業料未納により除籍された場合であっても、未納分の授業料は免除されません。
- ⑥ 退学のときは在学中の未納分の授業料を納入しなければなりません。退学手続きを行わない場合、在学期間に応じた授業料が徴収されます。
- ⑦ 住所の変更等により、払込取扱票の送付先が変更になった場合は、速やかに入試・臨床実習係に届け出てください。

研究期間延長手続

1. 申請時期

研究期間満了日以降も継続して研究を希望する場合は、満了日の1ヶ月前までに提出書類を入試・臨床実習係に提出してください。

なお**令和8年3月31日で満了となる場合は令和8年2月2日（月）までに提出**してください。

研究期間の延長手続を行わない場合は、自動的に満了となります。その後、再度研究生となるには、再度入学手続が必要になりますので注意してください。

2. 提出書類

(1)	研究生期間延長申請書 (所定用紙)	(イ) 指導教員の承認（認印）を必ず得てください。 (ロ) 研究期間は1年以内(入学から翌年3月までの間)とします。
(2)	許可書送付用封筒 (長形3号)	(イ) 研究生期間延長許可書は本人あて郵送します。宛先を記入してください。 (ロ) 切手を貼る必要はありません。
(3)	診療従事願 (所定用紙) (医師免許をもっていない者は、医療業務従事願を提出)	(イ) 診療業務に従事する必要がある場合の認定は指導教員が行うので、本書類提出に際しては、指導教員と相談してください。 (ロ) 研究期間満了に伴い、診療業務従事期間も満了となります。本学医歯学総合病院において、研究のため引き続き診療業務に従事する必要がある場合は再度提出してください。 (ハ) 期間延長申請時に診療業務に従事する必要がない者でも、研究期間中にその必要が生じた場合は、その時点で手続をしてください。 (ニ) 診療従事願提出後、記載事項に変更が生じた場合は、改めて診療従事願を提出してください。 (ホ) 医師免許を持っていない者で、本学医歯学総合病院において診療等の業務に従事することを希望する者は、医療業務従事願を提出してください。
(4)	医師免許証及び保険医登録票カードの写し	(イ) (4)を提出する者は提出してください。 (ロ) A4サイズにコピーしてください。 (ハ) 医療業務従事願を提出する者は、医師免許に準ずる書類を提出してください。
(5)	パスポートの写し	(イ) 外国人留学生は再度提出してください。 (ロ) 顔写真、名前が確認できるページ及び在留資格が確認できる

		ページの写しを提出してください。 (ハ) A4 サイズにコピーしてください。
(6)	在留カードの写し	(イ) 外国人留学生は再度提出してください。 (ハ) カードの表裏を A4 サイズにコピーしてください。

退学手続

1. 申請期間

研究期間の途中で退学する場合は、2. 提出書類を退学する1ヶ月前までに入試・臨床実習係に提出してください。退学手続を行わないと、在学期間に応じ授業料が発生しますので、注意してください。

2. 提出書類

(1)	退学申請書 (所定用紙)	(イ) 指導教員の承認（認印）を必ず得てください。
(2)	許可書送付用封筒 (長形3号)	(イ) 許可書送付先を記入してください。 (ロ) 切手を貼る必要はありません。

注意事項等

1. 在学中 to 本籍地、氏名、住所に変更があった場合は、速やかに入試・臨床実習係へ届け出てください。
2. 在学中に授業料の払込取扱票の送付先を変更する場合は、速やかに入試・臨床実習係へ届け出てください。
3. 研究生が医療業務に従事する場合は、職員としてではなく、あくまで学生の研究遂行上のもので、通常の医療業務には該当しません。よって、針刺し等の自損事故が生じてても業務災害の認定はされず、通院等に要した医療費等の補償は受けられませんので注意してください。

学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究災害傷害保険付帯学生生活総合保険は、学生としての活動中に被った種々の災害・傷害に対する被害救済を目的としたもので、学生全員に加入を勧めています。加入を希望される方は入試・臨床実習係までお問い合わせください。

4. 研究生への連絡は、原則として所属の教室を通じて行いますので、教室と十分に連絡を取るよう to してください。
5. 不明な点は下記までお問い合わせください。

各書類提出及び問い合わせ先

〒951-8510

新潟市中央区旭町通 1 番町 757 番地

新潟大学医歯学系総務課入試・臨床実習係

電話：025(227)2015／FAX：025(227)0750

E-mail：medgakum@med.niigata-u.ac.jp